

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第1編	共通編	第1編	共通編	
第1章	総則	第1章	総則	
第1節	総則	第1節	総則	
		1-1-1-5	ワンデーレスポンス及びウィークリースタンス	
		2.ウィークリースタンス	監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組みの総称をいう。	条文の追加
1-1-1-12	施工体制台帳	1-1-1-12	施工体制台帳	
1.一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、別に定める様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。	1.一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、別に定める様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。 ただし、施工体制台帳の写しについては、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術(建設キャリアアップシステム)を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合、提出を不要とする。	諸基準類の整合
1-1-1-20	建設副産物	1-1-1-20	建設副産物	
11.建設副産物情報交換システム(COBRIS)	工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するものとする。	11.建設副産物情報交換システム	工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	誤記修正
1-1-1-24	出来形検査	1-1-1-24	出来形検査	
5.適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-1-20監督員による検査(確認を含む)及び立会等第3項の規定を準用する。	5.適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-1-21監督員による検査(確認を含む)及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正
1-1-1-30	工事中の安全確保	1-1-1-30	工事中の安全確保	
9.現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	9.現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。 また、原則、すべての屋外工事は「土木請負工事における現場環境改善実施要領」に基づき実施するものとする。	新規要領に基づき追記
1-1-1-34	環境対策	1-1-1-34	環境対策	
6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
1-1-1-36 4.交通安全法令の遵守	交通安全管理 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1-1-1-36 4.交通安全法令の遵守	交通安全管理 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
1-1-1-36 14.通行許可等	交通安全管理 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1-1-1-36 14.通行許可等	交通安全管理 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
1-1-1-38	諸法令の遵守	1-1-1-38	諸法令の遵守	
	(4) 労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)		(4) 労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合
	(8) 雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)		(8) 雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
	(10) 健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)		(10) 健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合
	(13) 出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)		(13) 出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)	適用すべき諸基準類との整合
	(14) 道路法(令和3年3月改正 法律第9号)		(14) 道路法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
	(15) 道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)		(15) 道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)	適用すべき諸基準類との整合
	(17) 道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)		(17) 道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
	(19) 地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)		(19) 地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
	(20) 河川法(令和3年5月改正 法律第31号)		(20) 河川法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
	(21) 海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)		(21) 海岸法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
	(24) 漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)		(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
	(26) 航空法(令和4年6月改正 法律第62号)		(26) 航空法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
	(29) 森林法(令和2年6月改正 法律第41号)		(29) 森林法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
	(39) 砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)		(39) 砂利採取法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
	(42) 測量法(令和元6月改正 法律第37号)		(42) 測量法(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
(43)	建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)	(43)	建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
(44)	都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)	(44)	都市公園法(令和6年5月改正 法律第40号)	適用すべき諸基準類との整合
(48)	海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)	(48)	海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
(51)	船員法(令和3年6月改正 法律第75号)	(51)	船員法(令和6年5月改正 法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合
(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)	適用すべき諸基準類との整合
(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
(63)	厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)	(63)	厚生年金保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
(68)	所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)	(68)	所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合
(70)	船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	(70)	船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
(71)	著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)	(71)	著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)	適用すべき諸基準類との整合
(72)	電波法(令和4年12月改正 法律第93号)	(72)	電波法(令和5年12月改正 法律第87号)	適用すべき諸基準類との整合
(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
(79)	警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)	(79)	警備業法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
1-1-1-45	特許権等	1-1-1-45	特許権等	
3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
第2章	土工	第2章	土工	
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	
1-2-3-1	一般事項	1-2-3-1	一般事項	
4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	誤記修正
6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
第4節	道路土工	第4節	道路土工	
1-2-4-1	一般事項	1-2-4-1	一般事項	
10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
1-2-4-4	路床盛土工	1-2-4-4	路床盛土工	
10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第3項の規定による。	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27施工管理第3項の規定による。	誤記修正

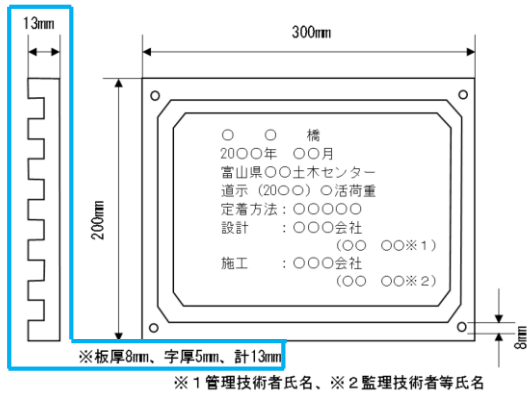
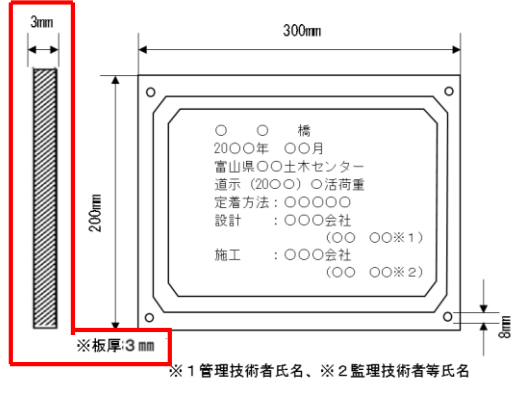
旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由																																																																																		
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文																																																																																			
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート																																																																																			
第3節	レディーミクストコンクリート	第3節	レディーミクストコンクリート																																																																																			
1-3-3-2	工場の選定	1-3-3-2	工場の選定																																																																																			
1.工場の選定	(1)JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律68号))に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	1.工場の選定	(1)JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号))に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合																																																																																		
第2編	材料編	第2編	材料編																																																																																			
第2章	工事材料の品質	第2章	工事材料の品質																																																																																			
第3節	骨材	第3節	骨材																																																																																			
2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材																																																																																			
1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度	表2-2-4 再生砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き と 粒度範囲 (呼び名)</th><th>40～0 (R C - 40)</th><th>30～0 (R C - 30)</th><th>20～0 (R C - 20)</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="8">通過質量百分率 (%)</td><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>80～90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr></table> [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。	ふるい目の開き と 粒度範囲 (呼び名)		40～0 (R C - 40)	30～0 (R C - 30)	20～0 (R C - 20)				通過質量百分率 (%)	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	80～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35	1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度	表2-2-4 再生砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き と 粒度範囲 (呼び名)</th><th>40～0 (R C - 40)</th><th>30～0 (R C - 30)</th><th>20～0 (R C - 20)</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="8">通過質量百分率 (%)</td><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>80～90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr></table> [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	ふるい目の開き と 粒度範囲 (呼び名)		40～0 (R C - 40)	30～0 (R C - 30)	20～0 (R C - 20)				通過質量百分率 (%)	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	80～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35	諸基準類の整合
ふるい目の開き と 粒度範囲 (呼び名)				40～0 (R C - 40)	30～0 (R C - 30)	20～0 (R C - 20)																																																																																
通過質量百分率 (%)	53mm	100																																																																																				
	37.5mm	95～100	100																																																																																			
	31.5mm	—	95～100																																																																																			
	26.5mm	—	—	100																																																																																		
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																		
	13.2mm	—	—	80～90																																																																																		
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																		
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																		
ふるい目の開き と 粒度範囲 (呼び名)		40～0 (R C - 40)	30～0 (R C - 30)	20～0 (R C - 20)																																																																																		
通過質量百分率 (%)	53mm	100																																																																																				
	37.5mm	95～100	100																																																																																			
	31.5mm	—	95～100																																																																																			
	26.5mm	—	—	100																																																																																		
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																		
	13.2mm	—	—	80～90																																																																																		
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																		
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																		

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由																																																																																																				
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文																																																																																																					
	表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2">粒 度 範 囲 (呼び名)</th><th>40～0 (R M-40)</th><th>30～0 (R M-30)</th><th>25～0 (R M-25)</th></tr><tr><th rowspan="11">ふるい目 の開き</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr><tr><td>28.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>80～90</td><td>80～90</td><td>—</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>55～85</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>30～85</td><td>30～85</td><td>30～85</td></tr><tr><td>2.38mm</td><td>20～60</td><td>20～60</td><td>20～60</td></tr><tr><td>425μm</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr><tr><td>75μm</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含むた破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。	粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M-40)	30～0 (R M-30)	25～0 (R M-25)	ふるい目 の開き					53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	28.5mm	—	—	95～100	19mm	80～90	80～90	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～85	30～85	30～85	2.38mm	20～60	20～60	20～60	425μm	10～30	10～30	10～30	75μm	2～10	2～10	2～10		表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2">粒 度 範 囲 (呼び名)</th><th>40～0 (R M-40)</th><th>30～0 (R M-30)</th><th>25～0 (R M-25)</th></tr><tr><th rowspan="11">ふるい目 の開き</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr><tr><td>28.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>80～80</td><td>80～80</td><td>—</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>55～85</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>30～85</td><td>30～85</td><td>30～85</td></tr><tr><td>2.38mm</td><td>20～60</td><td>20～60</td><td>20～60</td></tr><tr><td>425μm</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr><tr><td>75μm</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M-40)	30～0 (R M-30)	25～0 (R M-25)	ふるい目 の開き					53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	28.5mm	—	—	95～100	19mm	80～80	80～80	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～85	30～85	30～85	2.38mm	20～60	20～60	20～60	425μm	10～30	10～30	10～30	75μm	2～10	2～10	2～10	諸基準類の整合
粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M-40)	30～0 (R M-30)	25～0 (R M-25)																																																																																																				
ふるい目 の開き																																																																																																								
	53mm	100																																																																																																						
	37.5mm	95～100	100																																																																																																					
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																				
	28.5mm	—	—	95～100																																																																																																				
	19mm	80～90	80～90	—																																																																																																				
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																				
	4.75mm	30～85	30～85	30～85																																																																																																				
	2.38mm	20～60	20～60	20～60																																																																																																				
	425μm	10～30	10～30	10～30																																																																																																				
	75μm	2～10	2～10	2～10																																																																																																				
粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M-40)	30～0 (R M-30)	25～0 (R M-25)																																																																																																				
ふるい目 の開き																																																																																																								
	53mm	100																																																																																																						
	37.5mm	95～100	100																																																																																																					
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																				
	28.5mm	—	—	95～100																																																																																																				
	19mm	80～80	80～80	—																																																																																																				
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																				
	4.75mm	30～85	30～85	30～85																																																																																																				
	2.38mm	20～60	20～60	20～60																																																																																																				
	425μm	10～30	10～30	10～30																																																																																																				
	75μm	2～10	2～10	2～10																																																																																																				
2-2-3-4	アスファルト用再生骨材	2-2-3-4	アスファルト用再生骨材																																																																																																					
	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の 規格 に適合するものとする。		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の 目標値 は、 旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更																																																																																																				
	表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度</td><td>1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>圧裂係数</td><td>MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>項目</td><td>目標値</td></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量 %</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量 %</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注5〕アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上	骨材の微粒分量 %	5以下	諸基準類の整合																																																																																
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																																																																																																						
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上																																																																																																					
	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下																																																																																																					
骨材の微粒分量	%	5以下																																																																																																						
項目	目標値																																																																																																							
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																																																																																																							
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上																																																																																																							
骨材の微粒分量 %	5以下																																																																																																							

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由								
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文									
			表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量 %</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量 %</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分類し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 〔注5〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	諸基準類の整合
項目	目標値											
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上											
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下											
骨材の微粒分量 %	5以下											
2-2-3-5	フィラー	2-2-3-5	フィラー									
2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-14の規格に適合するものとする。									
	表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲		表2-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲									
3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-15の規格に適合するものとする。									
	表2-2-14 火成岩類の石粉の規定		表2-2-15 火成岩類の石粉の規定									

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由																																																																																																																																																																																
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文																																																																																																																																																																																	
2-2-3-6	安定材	2-2-3-6	安定材																																																																																																																																																																																	
1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	条文追加による番号の修正																																																																																																																																																																																
	表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格 <table><tr><th>種 類 項 目</th><th>40～60</th><th>60～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr><tr><td>針入度(25℃) 1/10mm</td><td>40を超え 60以下</td><td>60を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>47.0～ 55.0</td><td>44.0～ 52.0</td><td>42.0～ 50.0</td><td>40.0～ 50.0</td><td>38.0～ 48.0</td><td>30.0～ 45.0</td><td>30.0～ 45.0</td></tr><tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン 可溶分 %</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>240以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td></tr><tr><td>薄層加熱質量 変化率 %</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>薄層加熱針入度 残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>高熱後の質量 変化率 %</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr><tr><td>高熱後の 針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>密度(15℃) g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr></table> [注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	240以上	240以上	210以上	薄層加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	-	-	-	薄層加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	高熱後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	高熱後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上		表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格 <table><tr><th>種 類 項 目</th><th>40～60</th><th>60～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr><tr><td>針入度(25℃) 1/10mm</td><td>40を超え 60以下</td><td>60を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>47.0～ 55.0</td><td>44.0～ 52.0</td><td>42.0～ 50.0</td><td>40.0～ 50.0</td><td>38.0～ 48.0</td><td>30.0～ 45.0</td><td>30.0～ 45.0</td></tr><tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン 可溶分 %</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄層加熱質量 変化率 %</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>薄層加熱針入度 残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>高熱後の質量 変化率 %</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr><tr><td>高熱後の 針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>密度(15℃) g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr></table> [注1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。 [注2] 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JIS K 2207:2 008 石油アスファルト」とは引火点が異なる。	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	250以上	250以上	250以上	薄層加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	-	-	-	薄層加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	高熱後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	高熱後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	諸基準類の整合
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																													
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																													
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																													
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																													
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																													
引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																																													
薄層加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	-	-	-																																																																																																																																																																													
薄層加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																													
高熱後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																													
高熱後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																													
密度(15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																													
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																													
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																													
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																													
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																													
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																													
引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	250以上	250以上	250以上																																																																																																																																																																													
薄層加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	-	-	-																																																																																																																																																																													
薄層加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																													
高熱後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																													
高熱後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																													
密度(15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																													
	表2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格		表2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格	図表追加による番号の修正																																																																																																																																																																																
第 6 節	セメント及び混和材料	第 6 節	セメント及び混和材料																																																																																																																																																																																	
2-2-6-2	セメント	2-2-6-2	セメント																																																																																																																																																																																	
1.適用規格	セメントは、表2-2-17の規格に適合するものとする。 表2-2-17 セメントの種類	1.適用規格	セメントは、表2-2-18の規格に適合するものとする。 表2-2-18 セメントの種類	図表追加による番号の修正 図表追加による番号の修正																																																																																																																																																																																
3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。 表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-19の規格に適合するものとする。 表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質	図表追加による番号の修正 図表追加による番号の修正																																																																																																																																																																																
第 8 節	瀝青材料	第 8 節	瀝青材料																																																																																																																																																																																	
2-2-8-1	一般瀝青材料	2-2-8-1	一般瀝青材料																																																																																																																																																																																	
1.適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-15の規格に適合するものとする。	1.適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-16の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正																																																																																																																																																																																
2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-20の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正 図表追加による番号の修正																																																																																																																																																																																
3.セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-2-20の規格に適合するものとする。 表2-2-20 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	3.セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとする。 表2-2-21 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	図表追加による番号の修正 図表追加による番号の修正																																																																																																																																																																																

旧条文(令和6年版)			新条文(令和7年版)			改定理由																																									
編章節条 (項目見出し)	現行文		編章節条 (項目見出し)	新条文																																											
4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-22の規格に適合するものとする。		4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-23の規格に適合するものとする。		図表追加による番号の修正																																									
	表2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状			表2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状		図表追加による番号の修正																																									
	表2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状			表2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状		図表追加による番号の修正																																									
5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。		5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-17、表2-2-24の規格に適合するものとする。		図表追加による番号の修正																																									
	表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状			表2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状		図表追加による番号の修正																																									
6.グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。		6.グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。		図表追加による番号の修正																																									
7.グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。		7.グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-23に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。		図表追加による番号の修正																																									
2-2-8-3	再生用添加剤		2-2-8-3	再生用添加剤																																											
	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。			再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。		図表追加による番号の修正																																									
	表2-2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)			表2-2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)		図表追加による番号の修正																																									
	表2-2-25 再生用添加剤の品質(オイル系)			表2-2-26 再生用添加剤の品質(オイル系)		図表追加による番号の修正																																									
	表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用			表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用		諸基準類の整合																																									
	<table><tr><th>項 目</th><th></th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度 (60℃)</td><td>mm²/S</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点</td><td>℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比</td><td>(60℃)</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率</td><td>%</td><td>± 3以内</td></tr><tr><td>密 度 (15℃)</td><td>g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)</td><td></td><td>報告</td></tr></table> [注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。		項 目		標準的性状		動 粘 度 (60℃)	mm ² /S	80～1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率	%	± 3以内	密 度 (15℃)	g/cm ³	報告	組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)		報告		<table><tr><th>項 目</th><th></th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度 (60℃)</td><td>mm²/S</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点</td><td>℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比</td><td>(60℃)</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率</td><td>%</td><td>± 3以内</td></tr><tr><td>密 度 (15℃)</td><td>g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)</td><td></td><td>報告</td></tr></table> [注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。		項 目		標準的性状	動 粘 度 (60℃)	mm ² /S	80～1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率	%	± 3以内	密 度 (15℃)	g/cm ³	報告	組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)	
項 目		標準的性状																																													
動 粘 度 (60℃)	mm ² /S	80～1,000																																													
引 火 点	℃	250以上																																													
薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下																																													
薄膜加熱質量変化率	%	± 3以内																																													
密 度 (15℃)	g/cm ³	報告																																													
組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)		報告																																													
項 目		標準的性状																																													
動 粘 度 (60℃)	mm ² /S	80～1,000																																													
引 火 点	℃	250以上																																													
薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下																																													
薄膜加熱質量変化率	%	± 3以内																																													
密 度 (15℃)	g/cm ³	報告																																													
組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)		報告																																													
第12節	道路標識及び区画線		第12節	道路標識及び区画線																																											
2-2-12-1	道路標識		2-2-12-1	道路標識																																											
	(4)標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。			(4)標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-28、表2-2-29に示す規格以上のものとする。		条文削除による番号の修正																																									
	なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。			なお、受注者は、表2-2-28、表2-2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。		図形削除による番号の修正																																									
	表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能			表2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能		図表追加による番号の修正																																									
	表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能			表2-2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能		図表追加による番号の修正																																									

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編	
第1章	一般施工	第1章	一般施工	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
	厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和5年12月)	適用すべき諸基準類との整合
第3節	共通の工種	第3節	共通の工種	
3-1-3-25	銘板工	3-1-3-25	銘板工	
1.一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-1-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	1.一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-1-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
	図3-1-2 銘板の寸法及び記載事項 		図3-1-2 銘板の寸法及び記載事項 	実態を踏まえた規定の変更
第6節	一般舗装工	第6節	一般舗装工	
3-1-6-3	アスファルト舗装の材料	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料	
11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-1-17、表3-1-18の規格に適合するものとする。	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-3 5.鉄鋼スラグの規格(路盤材用)の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
			また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	条文の追加

旧条文(令和6年版)							新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文						編章節条 (項目見出し)	新条文	
	表3-1-17 鉄鋼スラグの品質規格								諸基準類の整合(削除)
	材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)			
	クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下			
	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下			
	[注] 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。								
	表3-1-18 アスファルトコンクリート再生骨材の品質								諸基準類の整合(削除)
	旧アスファルトの含有量		%		3.8以上				
	旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm		20以上				
		圧裂係数	MPa/mm		1.70以下				
	骨材の微粒分量		%		5以下				
	[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。								
	[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。								
	[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。								
	[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。								
	[注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。								
	[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。								
	[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。								
15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。						15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、令和6年3月)による。	適用すべき諸基準類との整合
20.適用規定(加熱アスファルト)	(1)アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-19、表3-1-20の規格に適合するものとする。						20.適用規定(加熱アスファルト)	(1)アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-17、表3-1-18の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
21.マーシャル安定度試験	表3-1-19、表3-1-20に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。						21.マーシャル安定度試験	表3-1-17、表3-1-18に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-19 マーシャル安定度試験基準値							表3-1-17 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
	表3-1-20 アスファルト混合物の種類と粒度範囲							表3-1-18 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	図形削除による番号の修正

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
3-1-6-7	アスファルト舗装工	3-1-6-7	アスファルト舗装工	
3.セメント及び石灰安定処理の規定	(3)セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-1-21の規格による。	3.セメント及び石灰安定処理の規定	(3)セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-1-19の規格による。	図形削除による番号の修正
	表3-1-21 安定処理路盤の品質規格		表3-1-19 安定処理路盤の品質規格	図形削除による番号の修正
4.加熱アスファルト安定処理の規定	(1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-22に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	4.加熱アスファルト安定処理の規定	(1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1-20に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	図形削除による番号の修正
	表3-1-22 マーシャル安定度試験基準値		表3-1-20 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3-1-6-8	半たわみ性舗装工	3-1-6-8	半たわみ性舗装工	
4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3-1-6-9	排水性舗装工	3-1-6-9	排水性舗装工	
2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-1-23の標準的性状を満足するものでなければならない。	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-1-21の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-23 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状		表3-1-21 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	図形削除による番号の修正
4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-1-24の標準的性状を満足するものでなければならない。	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-1-22の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-24 アスファルト乳剤の標準的性状		表3-1-22 アスファルト乳剤の標準的性状	図形削除による番号の修正
5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-1-25を標準とし、表3-1-26に示す目標値を満足するように決定する。	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-1-27を標準とし、表3-1-28に示す目標値を満足するように決定する。	図形削除による番号の修正
	表3-1-25 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲		表3-1-23 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	図形削除による番号の修正
	表3-1-26 ポーラスアスファルト混合物の目標値		表3-1-24 ポーラスアスファルト混合物の目標値	図形削除による番号の修正
8.施工工程	受注者は、第1編1-1-1-5第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	誤記修正
3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	
6.接着剤の塗布	(2)接着剤の規格は表3-1-27、表3-1-28を満足するものでなければならない。	6.接着剤の塗布	(2)接着剤の規格は表3-1-25、表3-1-26を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-27 接着剤の規格鋼床版用		表3-1-25 接着剤の規格鋼床版用	図形削除による番号の修正
	表3-1-28 接着剤の規格コンクリート床版用		表3-1-26 接着剤の規格コンクリート床版用	図形削除による番号の修正
8.グースアスファルトの示方配合	(1)骨材の標準粒度範囲は表3-1-29に適合するものとする。	8.グースアスファルトの示方配合	(1)骨材の標準粒度範囲は表3-1-27に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
	表3-1-29 骨材の標準粒度範囲		表3-1-27 骨材の標準粒度範囲	図形削除による番号の修正
	(2)標準アスファルト量の規格は表3-1-30に適合するものとする。		(2)標準アスファルト量の規格は表3-1-28に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
	表3-1-30 標準アスファルト量		表3-1-28 標準アスファルト量	図形削除による番号の修正

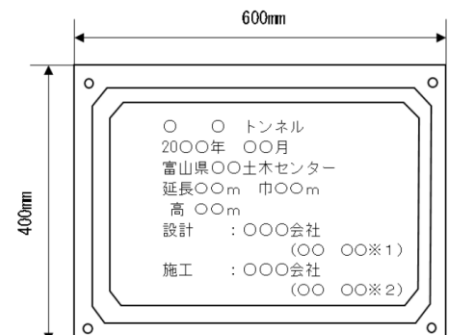
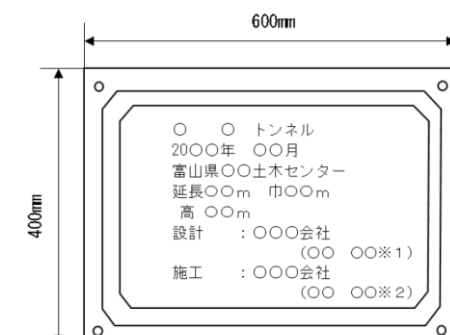
旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
9.設計アスファルト量の決定	(1)示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-1- 31 の基準値を満足するものでなければならない。 表3-1- 31 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	9.設計アスファルト量の決定	(1)示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-1- 29 の基準値を満足するものでなければならない。 表3-1- 29 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
11.混合物の製造	(1)アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-1- 32 を満足するものとする。 表3-1- 32 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	11.混合物の製造	(1)アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-1- 30 を満足するものとする。 表3-1- 30 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
13.目地工の施工	(4)成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-1- 33 の規格を満足するものでなければならない。 表3-1- 33 目地材の規格	13.目地工の施工	(4)成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-1- 31 の規格を満足するものでなければならない。 表3-1- 31 目地材の規格	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
3-1-6-12	コンクリート舗装工	3-1-6-12	コンクリート舗装工	
3.セメント及び石灰安定処理の規定	(3)下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-1- 34 、表3-1- 35 の規格に適合するものとする。 表3-1- 34 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表3-1- 35 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	3.セメント及び石灰安定処理の規定	(3)下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-1- 32 、表3-1- 33 の規格に適合するものとする。 表3-1- 32 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表3-1- 33 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
4.加熱アスファルト安定処理の規定	(1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1- 36 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。 表3-1- 36 マーシャル安定度試験基準値	4.加熱アスファルト安定処理の規定	(1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1- 34 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。 表3-1- 34 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-1- 37 の規格に適合するものとする。 表3-1- 37 コンクリートの配合基準	6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-1- 35 の規格に適合するものとする。 表3-1- 35 コンクリートの配合基準	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
7.材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-1- 38 の許容誤差の範囲内とする。 表3-1- 38 計量誤差の許容値	7.材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-1- 36 許容誤差の範囲内とする。 表3-1- 36 計量誤差の許容値	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-5第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	誤記修正
12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-5第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	誤記修正
13.転圧コンクリート舗装の規定	(2)転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-1- 38 、表3-1- 39 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-1- 39 によるものとする。 表3-1- 39 示方配合表	13.転圧コンクリート舗装の規定	(2)転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-1- 36 、表3-1- 37 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-1- 37 によるものとする。 表3-1- 37 示方配合表	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正
14.コンクリート舗装目地の規定	(9)注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-1- 40 を標準とする。 表3-1- 40 注入目地材(加熱施工式)の品質	14.コンクリート舗装目地の規定	(9)注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-1- 38 を標準とする。 表3-1- 38 注入目地材(加熱施工式)の品質	図形削除による番号の修正 図形削除による番号の修正

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第9節	構造物撤去工	第9節	構造物撤去工	
3-1-9-14	骨材再生工	3-1-9-14	骨材再生工	
2.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。	2.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。	誤記修正
3-1-9-15	運搬処理工	3-1-9-15	運搬処理工	
1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-18工事現場発生品の規定による。	1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-19工事現場発生品の規定による。	誤記修正
2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。	誤記修正
第10節	仮設工	第10節	仮設工	
3-1-10-5	土留・仮締切工	3-1-10-5	土留・仮締切工	
3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成22年6月)の規定による。	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
3-1-10-23	足場工	3-1-10-23	足場工	
	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
第12節	工場製作工（共通）	第12節	工場製作工（共通）	
3-1-12-2	材料	3-1-12-2	材料	
3.溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-1-41に従って設定しなければならない。	3.溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-1-39に従って設定しなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-41 溶接材料区分		表3-1-39 溶接材料区分	図形削除による番号の修正
4.被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-1-42に従って乾燥させなければならない。	4.被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-1-40に従って乾燥させなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-42 溶接棒乾燥の温度と時間		表3-1-40 溶接棒乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正
5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-1-43に従って乾燥させなければならない。	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-1-41に従って乾燥させなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-43 フラックスの乾燥の温度と時間		表3-1-43 フラックスの乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正
7.工場塗装工の材料	(4)受注者は、多液型塗料の可使時間は、表3-1-44の基準を遵守しなければならない。	7.工場塗装工の材料	(4)受注者は、多液型塗料の可使時間は、表3-1-42の基準を遵守しなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-44 多液型塗料の可使時間		表3-1-42 多液型塗料の可使時間	図形削除による番号の修正
3-1-12-3	桁製作工	3-1-12-3	桁製作工	
1.製作加工	ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-1-45に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	1.製作加工	ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-1-43に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	図形削除による番号の修正
	表3-1-45 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値		表3-1-43 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	図形削除による番号の修正
	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-1-47の条件を満たす場合に限り、表3-1-46により予熱することを標準とする。		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-1-45の条件を満たす場合に限り、表3-1-44により予熱することを標準とする。	図形削除による番号の修正
	なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-1-48とする。		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-1-46とする。	図形削除による番号の修正

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
	表3-1-46 予熱温度の標準		表3-1-44 予熱温度の標準	図形削除による番号の修正
	表3-1-47 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件		表3-1-45 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	図形削除による番号の修正
	表3-1-48 PCM値と予熱温度の標準		表3-1-46 PCM値と予熱温度の標準	図形削除による番号の修正
	①受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-1-49に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。		①受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-1-47に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-49 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率		表3-1-47 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正
	②受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-1-50に示す非破壊試験に従い行わなければならない。		②受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-1-48に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-50 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率		表3-1-48 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正
	補修方法は、表3-1-51に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		補修方法は、表3-1-49に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-51 欠陥の補修方法		表3-1-49 欠陥の補修方法	図形削除による番号の修正
	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-1-52によるものとする。		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-1-50によるものとする。	図形削除による番号の修正
	表3-1-52 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法		表3-1-50 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	図形削除による番号の修正
2.ボルトナット	(1)ボルト孔の径は、表3-1-53に示すとおりとする。	2.ボルトナット	(1)ボルト孔の径は、表3-1-51に示すとおりとする。	図形削除による番号の修正
	表3-1-53 ボルト孔の径		表3-1-51 ボルト孔の径	図形削除による番号の修正
	(2)ボルト孔の径の許容差は、表3-1-54に示すとおりとする。		(2)ボルト孔の径の許容差は、表3-1-52に示すとおりとする。	図形削除による番号の修正
	表3-1-54 ボルト孔の径の許容差		表3-1-52 ボルト孔の径の許容差	図形削除による番号の修正
	②受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-1-55のとおりにしなければならない。		②受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-1-53のとおりにしなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-55 ボルト孔の貫通率及び停止率		表3-1-53 ボルト孔の貫通率及び停止率	図形削除による番号の修正
3-1-12-8	アンカーフレーム製作工	3-1-12-8	アンカーフレーム製作工	
2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-1-56によらなければならない。	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-1-54によらなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-56 ねじの種類、ピッチ及び精度		表3-1-54 ねじの種類、ピッチ及び精度	図形削除による番号の修正
3-1-12-11	工場塗装工	3-1-12-11	工場塗装工	
3.気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表3-1-57の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	3.気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表3-1-55の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	図形削除による番号の修正
	表3-1-57 塗装禁止条件		表3-1-55 塗装禁止条件	図形削除による番号の修正
第18節	床版工	第18節	床版工	
3-1-18-2	床版工	3-1-18-2	床版工	
1.鉄筋コンクリート床版	(1)受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-31後片付け)を行わなければならない。	1.鉄筋コンクリート床版	(1)受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-32後片付け)を行わなければならない。	諸基準類の追加

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第5編	河川編	第5編	河川編	
第1章	築堤・護岸	第1章	築堤・護岸	
第7節	法覆護岸工	第7節	法覆護岸工	
5-1-7-1	一般事項	5-1-7-1	一般事項	
6.吸出し防止材の重ね幅	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、吸出し防止材を設置する場合は、 継ぎ目が弱点となりやすいため、重ね幅を10cm以上確保しなければならない。	6.吸出し防止材の重ね幅	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、吸出し防止材を設置する場合は、 図1-1のとおりとする。	一部修正
第2章	浚渫（河川）	第2章	浚渫（河川）	
第4節	浚渫工（グラブ船）	第4節	浚渫工（グラブ船）	
5-2-4-3	作業船運転工	5-2-4-3	作業船運転工	
	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-5施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	誤記修正
第3章	樋門・樋管	第3章	樋門・樋管	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
	国土交通省 河川砂防技術基準(令和5年10月)		国土交通省 河川砂防技術基準(令和6年5月)	適用すべき諸基準類との整合
	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和5年3月)		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和6年3月)	諸基準類の改定にともなう
第4章	水門	第4章	水門	
第3節	工場製作工	第3節	工場製作工	
5-4-3-8	鋳造費	5-4-3-8	鋳造費	
	受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)によらなければならない。		橋歴板に用いる材質は、第3編3-1-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
第5章	堰	第5章	堰	
第1節	適用	第1節	適用	
5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和5年3月)の規定による。	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	諸基準類の改定にともなう
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
第6章	排水機場	第6章	排水機場	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
第7章	床止め・床固め	第7章	床止め・床固め	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
第7編	砂防編	第7編	砂防編	
第3章	斜面对策	第3章	斜面对策	
第4節	法面工	第4節	法面工	
7-3-4-6	アンカー工（プレキャストコンクリート板）	7-3-4-6	アンカー工（プレキャストコンクリート板）	
1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-5施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	誤記修正

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第8編	ダム編	第8編	ダム編	
第2章	フィルダム	第2章	フィルダム	
第3節	掘削工	第3節	掘削工	
8-2-3-2	掘削分類	8-2-3-2	掘削分類	
	ただし、第8編8-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。		ただし、第8編8-2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	誤記修正
第9編	道路編	第9編	道路編	
第1章	道路改良	第1章	道路改良	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻(平成12年9月)			削除
第7節	擁壁工	第7節	擁壁工	
9-1-7-1	一般事項	9-1-7-1	一般事項	
2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻 解説書 4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	一部削除
第2章	舗装	第2章	舗装	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
第4章	鋼橋上部	第4章	鋼橋上部	
第3節	工場製作工	第3節	工場製作工	
9-4-3-11	casting 費	9-4-3-11	casting 費	
	橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。		橋歴板に用いる材質は、第3編3-1-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
第5章	コンクリート橋上部	第5章	コンクリート橋上部	
第3節	工場製作工	第3節	工場製作工	
9-5-3-7	casting 費	9-5-3-7	casting 費	
	橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。		橋歴板に用いる材質は、第3編3-1-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第6章	トンネル (NATM)	第6章	トンネル (NATM)	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(令和6年3月)	諸基準類の改定にともなう
第6節	インバート工	第6節	インバート工	
9-6-6-4	インバート本体工	9-6-6-4	インバート本体工	
5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27施工管理第8項の規定による。	誤記修正
第8節	坑門工	第8節	坑門工	
9-6-8-6	銘板工	9-6-8-6	銘板工	
2.銘板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とし、両坑口に図9-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	2.銘板の材質	標示板に用いる材質は、第3編3-1-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図9-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
	図9-6-2 標示板の設置イメージ図  ※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名		図9-6-2 標示板の設置イメージ図  ※板厚3mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名	実態を踏まえた規定の変更
第7章	コンクリートシェッド	第7章	コンクリートシェッド	
第6節	シェッド付属物工	第6節	シェッド付属物工	
9-7-6-5	銘板工	9-7-6-5	銘板工	
2.銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-1-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第8章	鋼製シェッド	第8章	鋼製シェッド	
第7節	シェッド付属物工	第7節	シェッド付属物工	
9-8-7-5	銘板工	9-8-7-5	銘板工	
2.銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202(鑄物用銅合金地金)とする。	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-1-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
第14章	道路維持	第14章	道路維持	
第1節	適用	第1節	適用	
5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-46臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-47臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
第3節	舗装工	第3節	舗装工	
9-14-3-7	路上再生工	9-14-3-7	路上再生工	
1.路上路盤再生工	受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	1.路上路盤再生工	受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
2.路上表層再生	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、表3-1-19マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	2.路上表層再生	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、表3-1-17マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	図形削除による番号の修正
	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、表3-1-19マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-1-17マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	図形削除による番号の修正
第15章	道路修繕	第15章	道路修繕	
第1節	適用	第1節	適用	
5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-46臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-47臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
第24節	橋脚巻立て工	第24節	橋脚巻立て工	
9-15-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	9-15-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	
27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-33環境対策の規定によらなければならない。	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定によらなければならない。	誤記修正

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第11編	公園緑地編	第11編	公園緑地編	
第1章	基盤整備	第1章	基盤整備	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 8 月)		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和 3 年 5 月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和 3 年 7 月) 日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 9 月)	第 3 章緑地育成にあわせ追加
第10節	公園施設等撤去・移設工	第10節	公園施設等撤去・移設工	
	1-10-4 樹木伐採・抜根工 1.受注者は、高木伐採、中低木伐採、枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 2.受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。 3.受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。 以下、略		1-10-4 樹木伐採・抜根工 1.受注者は、高木伐採、中低木伐採の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 2.受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。 3.受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。また、掘り取った根株は建設発生木材として処分しなければならない。	一部追記
第2章	植栽	第2章	植栽	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年 8 月) 日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説 (平成 21 年 2 月) 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 (平成 7 年 9 月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成 28 年 3 月)		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和 3 年 5 月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和 3 年 7 月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年 8 月) 日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説 (平成 21 年 2 月) 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 (平成 7 年 9 月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成 28 年 3 月) 国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) (平成 29 年 9 月)	第 3 章緑地育成にあわせ追加
第3節	植栽工	第3節	植栽工	
	2-3-2 材料 8.薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものととする。 (1) 薬剤は、農業取締法(平成 30 年、法律第 53 号)に基づくものでなければならない。		2-3-2 材料 8.薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものととする。 (1) 薬剤は、農業取締法(令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)に基づくものでなければならない。	諸基準類の改定にともなう

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第3章	緑地育成	第3章	緑地育成	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) (平成 29 年 9 月)	追記
第5節	樹木育成工	第5節	樹木育成工	
	3-5-3 病虫害防除工 中略 (4)薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。		3-5-3 病虫害防除工 中略 (4)薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法(令和 5 年 5 月改正 法律第36 号)等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。	諸基準類の改定にともなう
第6節	芝生地育成工	第6節	芝生地育成工	
	3-6-2 材料 1.受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法(昭和23 年法律第 82 号)に基づくものでなければならない。		3-6-2 材料 1.受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法(令和5 年 5 月改正 法律第 36 号)に基づくものでなければならない。	諸基準類の改定にともなう

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第4章	施設整備	第4章	施設整備	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成24年3月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成20年2月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版) (平成26年6月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月) 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 (平成26年6月) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 2009 版 (平成21年10月) 日本電気協会 内線規程 (平成28年10月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (令和4年4月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定] (2018年3月)	日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3年5月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3年7月) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成24年3月) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】 (令和7年3月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 令和6年版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂第2版)の解説 (令和6年6月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版) (令和6年6月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (令和6年6月) 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024 (令和6年4月) 国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集 (令和6年4月) 空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編(平成22年2月) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(前編) (令和元年9月) 日本電気協会 内線規程第14版 (令和4年12月) 日本道路協会 令和7年版 舗装再生便覧 (令和7年3月) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (令和4年2月) 日本道路協会 自転車利用環境整備のためのキーポイント (平成25年6月) 土木学会 舗装標準示方書 2023年制定 (令和5年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定] (2023年3月)	諸基準類の改定 誤記修正等	

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第3節	給水設備工	第3節	給水設備工	
	4-3-1 一般事項 中略 2.受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。		4-3-1 一般事項 中略 2.受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
	4-3-5 循環設備工 1.受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)」の規定による。		4-3-5 循環設備工 1.受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
	4-3-7 消火栓工 1.消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」第5編給排水衛生設備工事の規定による。		4-3-7 消火栓工 1.消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第5編給排水衛生設備工事の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
第6節	電気設備工	第6節	電気設備工	
	4-6-1 一般事項 2.受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(電気通信設備工事)」の規定による。		4-6-1 一般事項 2.受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)及び「電気通信設備工事共通仕様書令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
第7節	園路広場整備工	第7節	園路広場整備工	
	4-7-2 材料 中略 2.受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8.施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。		4-7-2 材料 中略 2.受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8.施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第11節	管路施設整備工	第11節	管路施設整備工	
	4-11-6 井戸工 中略 1.さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」第7編さく井設備工事の規定による。 2.受注者は、手押ポンプの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。 3.受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)」の規定による。		4-11-6 井戸工 中略 1.さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第7編さく井設備工事の規定による。 2.受注者は、手押ポンプの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。 3.受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
第12節	建築施設組立設置工	第12節	建築施設組立設置工	
	4-12-1 一般事項 2.建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事、電気設備工事編)」の規定による。		4-12-1 一般事項 2.建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
第13節	施設仕上り工	第13節	施設仕上り工	
	4-13-2 材料 1.施設仕上り工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事」の規定による。		4-13-2 材料 1.施設仕上り工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
	4-13-3 塗装仕上り工 1.素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上りについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」第18章塗装工事の規定による。		4-13-3 塗装仕上り工 1.素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上りについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第18章塗装工事の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
	4-13-4 加工仕上り工 1.石材加工仕上り、コンクリート加工仕上りについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)10章石工事、15章左官工事」の規定による。		4-13-4 加工仕上り工 1.石材加工仕上り、コンクリート加工仕上りについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版10章石工事、15章左官工事」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
	4-13-5 左官仕上り工 1.化粧目地切り、コンクリート仕上り、モルタル仕上り、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」15章左官工事の規定による。		4-13-5 左官仕上り工 1.化粧目地切り、コンクリート仕上り、モルタル仕上り、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)15章左官工事の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
	4-13-6 タイル仕上げ工 1.タイル張り仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」11 章タイル工事の規定による。		4-13-6 タイル仕上げ工 1.タイル張り仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)11 章タイル工事の規定による。	諸基準類の改定 誤記修正等
第5章	グラウンド・コート整備	第5章	グラウンド・コート整備	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定] (2018年3月) 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版 (平成29年5月) 日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版 (平成26年4月)		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3年5月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3年7月) 日本道路協会 舗装施工便覧(令和7年版) (令和7年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定] (2023年3月) 日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設の建設指針 (令和7年3月) 日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第3版 (令和2年7月)	諸基準類の改定 誤記修正等
第6章	自然育成	第6章	自然育成	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	受託者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定 誤記修正等
			日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3年5月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3年7月) 国土交通省 緑の基本計画における生物多様性の確保に関する 技術的配慮事項 (都市緑地法運用指針 参考資料) (平成23年10月) 環境省 自然公園等施設技術指針 (令和4年3月) 農林水産省 水田生態系の保全に視点を置いた整備技術の解説書 (平成23年3月) 農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック (平成28年3月)	諸基準類の改定 誤記修正等
第12編	港湾編	第12編	港湾編	
第2章	材料	第2章	材料	
第12節	防食材料	第12節	防食材料	
2-12-3	被覆防食材料	2-12-3	被覆防食材料	
	2. (5) 受注者は、施工に先立ちベトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。		3. ベトロラタム被覆に使用する保護カバーの材質は施工に先立ち受注者は監督職員の承諾を得なければならない。	港湾局基準の改定に伴う
第13節	防舷材	第13節	防舷材	
2-13-1	ゴム防舷材	2-13-1	ゴム防舷材	
	(3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。		(3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性	港湾局基準の改定に伴う

旧条文(令和6年版)		新条文(令和7年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
第5章	一般施工	第5章	一般施工	
第3節	共通の事項	第3節	共通の事項	
5-3-17	防食工	5-3-17	防食工	
	(3)受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。		(3)受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の端子板を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。	港湾局基準の改定に伴う